

◎鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

修正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第二章 基本指針等（第三条―第七条の三）</p> <p>第三章～第六章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、鳥獣の保護を図るための事業（鳥獣の保護のための管理（以下「保護管理」という。）を行うことを含む。）を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2 この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第二章 基本指針等（第三条―第七条）</p> <p>第三章～第六章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条〔略〕</p>

3] [略]

4] この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であつて、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であつて、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

5]・6] [略]

7] 環境大臣は、第四項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（基本指針）

第三条 [略]

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 [略]

三 希少鳥獣の保護に関する事項

四 [略]

3・4 [略]

（鳥獣保護事業計画の実施に係る国の援助）

第六条 国は、都道府県知事が、鳥獣保護事業計画に定められた事業

2] [略]

3] この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であつて、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

4]・5] [略]

6] 環境大臣は、第三項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（基本指針）

第三条 [略]

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 [略]

三 [略]

三 [略]

3・4 [略]

（国の援助）

第六条 国は、都道府県知事が、鳥獣保護事業計画に定められた事業

を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(特定鳥獣保護管理計画)

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その数が著しく増加若しくは減少し、又はその生息地の範囲が拡大若しくは縮小している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)の保護管理に関する計画(以下「特定鳥獣保護管理計画」という。)を定めることができる。

255 [略]

6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、第二項第三号に規定する区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

78 [略]

(特定鳥獣保護管理計画の実施に係る国の援助)

第七条の二 国は、都道府県知事が前条第一項の規定により特定鳥獣保護管理計画を定めたときは、当該特定鳥獣保護管理計画が円滑に実施されるように、専門的な知識経験を有する人材の確保その他必

を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(特定鳥獣保護管理計画)

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)の保護のための管理(以下「保護管理」という。)に関する計画(以下「特定鳥獣保護管理計画」という。)を定めることができる。

255 [略]

6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、次に掲げるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

一 その特定鳥獣が特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣(以下「希少鳥獣」という。)であるとき。

二 第二項第三号に掲げる区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるとき。

78 [略]

要な体制の整備に対する援助、当該実施に必要な費用についての財政上の援助その他の必要な援助を行うものとする。

(希少鳥獣保護管理計画)

第七条の三 環境大臣は、希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき(特定の地域においてその数が増加している希少鳥獣がある場合にあつては、その増加が著しく、かつ、当該希少鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該特定の地域において長期的な観点から当該希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときとし、特定の地域においてその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣がある場合にあつては、当該希少鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該特定の地域において長期的な観点から当該希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときとする。)は、当該希少鳥獣の保護管理に関する計画(以下「希少鳥獣保護管理計画」という。)を定めることができる。

2 希少鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 希少鳥獣の種類
- 二 希少鳥獣保護管理計画の計画期間
- 三 希少鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- 四 希少鳥獣の保護管理の目標
- 五 希少鳥獣の数の調整に関する事項
- 六 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

3 環境大臣は、希少鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しよ

うとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4| 環境大臣は、希少鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

5| 第七条第三項から第五項まで及び第七項の規定は、希少鳥獣保護管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第七条の三第二項各号」と、「特定鳥獣」とあるのは「希少鳥獣」と、同条第四項中「鳥獣保護事業計画」とあるのは「基本指針」と、同条第五項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整又は第七条の三第二項第五号に掲げる希少鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一〜三 [略]

2〜5 [略]

6 環境大臣又は都道府県知事は、次の各号に掲げる計画が定められ

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一〜三 [略]

2〜5 [略]

6 環境大臣又は都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画が定められ

た場合において、当該各号に定める鳥獣について第一項の許可をしようとするときは、それぞれ当該各号に掲げる計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。

一 特定鳥獣保護管理計画 当該特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣

二 希少鳥獣保護管理計画 当該希少鳥獣保護管理計画に係る希少鳥獣

7～14 [略]

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 [略]

2～5 [略]

6 第二条第七項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

(指定猟法禁止区域)

第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法（以下「指定猟法」という。）を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等することを禁止する区域を

た場合において、当該特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣について第一項の許可をしようとするときは、当該特定鳥獣保護管理計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。

7～14 [略]

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 [略]

2～5 [略]

6 第二条第六項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

(指定猟法禁止区域)

第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法（以下「指定猟法」という。）を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等することを禁止する区域を

指定猟法禁止区域として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な区域

二 〔略〕

2～14 〔略〕

(狩猟免許)

第三十九条 〔略〕

2 〔略〕

3 次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

猟法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する猟法又は <u>第二</u> 条第三項の環境省令で定める猟法	網猟免許
<u>〔略〕</u>	<u>〔略〕</u>

4 〔略〕

(狩猟免許の欠格事由)

指定猟法禁止区域として指定することができる。

一 環境大臣にあつては、全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な区域

二 〔略〕

2～14 〔略〕

(狩猟免許)

第三十九条 〔略〕

2 〔略〕

3 次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をしようとする者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

猟法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する猟法又は <u>第二</u> 条第二項の環境省令で定める猟法	網猟免許
<u>〔略〕</u>	<u>〔略〕</u>

4 〔略〕

(狩猟免許の欠格事由)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第六号の場合にあつては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。

- 一 網猟免許及びわな猟免許にあつては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては二十歳に、それぞれ満たない者
- 二〇六 〔略〕

（狩猟免許の取消し等）

第五十二条 〔略〕

2 管轄都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その者の狩猟免許の全部若しくは一部を取り消し、又は一年を超えない範囲内で期間を定めて狩猟免許の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二 〔略〕

（公務所等への照会）

第七十五条の二 環境大臣及び都道府県知事は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（人材の確保等）

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第六号の場合にあつては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。

- 一 二十歳に満たない者
- 二〇六 〔略〕

（狩猟免許の取消し等）

第五十二条 〔略〕

2 管轄都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その者の狩猟免許の全部若しくは一部を取り消し、又は一年を超えない範囲内で期間を定めて狩猟免許の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 〔略〕

第七十七条の二 都道府県は、鳥獣保護事業が専門的な知識経験に基づき適切に実施されるようにするため、関係機関の職員に専門的な知識経験を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

修正案	現行
<p>（射撃技能の維持向上）</p> <p>第十条の二 狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二条第六項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該猟銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（射撃技能の維持向上）</p> <p>第十条の二 狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二条第五項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該猟銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

修正案	現行
<p>（被害防止計画）</p> <p>第四条〔略〕</p> <p>2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護法第二条第四項に規定する捕獲等）をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項</p> <p>五～八 〔略〕</p> <p>3～11 〔略〕</p> <p>（希少鳥獣保護管理計画又は特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更）</p> <p>第七条 環境大臣又は都道府県知事は、被害防止計画の作成状況、第四条第十項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、希少鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第七条の三第一項に規定する希少鳥獣保護管理計画をいう。次条第二項において同じ。）</p>	<p>（被害防止計画）</p> <p>第四条〔略〕</p> <p>2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護法第二条第三項に規定する捕獲等）をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項</p> <p>五～八 〔略〕</p> <p>3～11 〔略〕</p> <p>（特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更）</p> <p>第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況、第四条第十項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画を作成し、又は変更するよう努めるものとする。</p>

又は特定鳥獣保護管理計画を作成し、又は変更するよう努めるものとする。

(環境大臣又は都道府県知事に対する要請等)

第七条の二 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、環境大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による要請があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その結果が必要であると認めるときは、希少鳥獣保護管理計画若しくは特定鳥獣保護管理計画の作成若しくは変更又はこれらの実施その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(都道府県知事に対する要請等)

第七条の二 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その結果が必要であると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画の作成若しくは変更又はその実施その他の当該都道府県の区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。